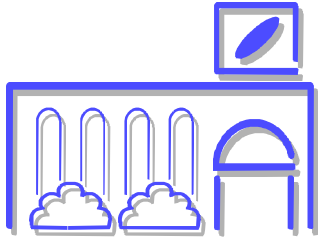


大規模小売店舗の新設・変更等をお考えの皆様へ



当センターでは大型店舗の
新規店舗の出店
既存店舗の変更（増床、営業時間延長）など
大規模小売店舗立地法の届出をお手伝いいたします

基本的な手続きの流れ（図 - 1）

1,000m² を超える大型店の設置者は、店舗の新設や既存店舗の届出事項（次頁参照）の変更等、表 - 1 に示す届出を行おうとする場合、『県との協議』、『準備書の提出』、『助言への回答』を行い、県や市町村その他関係機関の意見を踏まえて『届出書を提出』しなければなりません。届出後も、『地元説明会の開催』、『県の意見等への対応』等の対応が必要となります。

届出書の内容

大規模小売店舗の新設や変更等の届出を行う場合は、施設の配置や運営方法、騒音の影響、廃棄物の排出量、交通量の変化等について調査・予測を行い、県の意見も踏まえて周辺的生活環境への適切な配慮事項をまとめた届出書を提出しなくてはなりません。届出書の作成にあたっては、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（次頁参照）で定められた事項に配慮する必要があります。

大規模小売店舗立地法による届出のお手伝い

財団法人 上越環境科学センターでは、大規模小売店舗立地法届出手続きの豊富な経験を基に、届出書の作成だけでなく『県との協議から届出書提出後の対応まで』一貫して大型店設置者の皆様のお手伝いをさせていただきます。



生活環境影響調査のお問い合わせ先

財団法人 上越環境科学センター

環境部環境計画課 担当 沖田

TEL : 025-544-5021

FAX : 025-545-2498

届出事項（大規模小売店舗立地法第5条第1項）とは

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 大規模小売店舗の新設をする日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
- 大規模小売店舗の施設に関する事項（省令第3条第1項）
 - ・ 駐車場の位置及び収容台数
 - ・ 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・ 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項（省令第3条第2項）
 - ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の概要

< 設置者が配慮すべき基本的な事項 >

- 大規模小売店舗の立地地点の周辺の状況等に関する情報収集や立地に伴う周辺の地域の生活環境への影響の調査・予測結果等に基づいた適切な対応
- 周辺の地域の生活環境への影響についての調査・予測結果など対応策を講ずるに至った背景事情の地域住民等への説明
- 県の意見への誠意ある対応
- 誠実に実行ある対応策の実施
- 開店あるいは施設変更の後に、届出時の対応策の規模が過小であった場合の適切な対応

< 大規模小売店舗の施設の配置及び運営方法に関して配慮すべき事項 >

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 駐車需要の充足等交通に係る事項 | 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮 |
| ・ 駐車場の必要台数の確保 | 防災対策への配慮 |
| ・ 効率的な駐車場形式、出入口の数及び位置 | 騒音の発生に関する事項 |
| ・ 駐輪場の必要台数の確保 | ・ 発生の防止、緩和のための対応策等 |
| ・ 荷さばき施設の整備 | 廃棄物等に係る事項 |
| ・ 適切な経路の設定等 | ・ 保管施設の必要容量の確保 |
| 歩行者の通行の利便の確保等 | 町並みづくり等への配慮等 |